

令和 8 年度

町民税・県民税
森林環境税

特別徴収関係書類綴り

特別徴収義務者 様

平素より、内灘町の税務行政の推進にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額を別紙税額通知書のとおり決定いたしましたので、この「つづり」をご参照のうえ、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、この通知書に記載されている中で、退職、転勤等で在職していない納税義務者がいる場合は、速やかに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出くださるようお願いいたします。

令和 8 年 5 月 内灘町長

内灘町総務部税務課

〒 920-0292

石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1

電話 076-286-6706(直通) FAX 076-286-6709

送付書類について

1 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(別添)

※令和7年度から、給与支払報告書をeLTAXで提出し、特別徴収税額通知受取情報の特別徴収義務者用・納税義務者用欄を「電子データをeLTAXで受け取る」と選択した場合は、紙での通知書はお送りしていません。

(特別徴収義務者用) …特別徴収義務者(事業所)で保管してください。

(納税義務者用) …圧着された状態のまま切り離して納税義務者(従業員)に配布してください。

個人情報保護の観点から三つ折り圧着しています。開かずに本人にお渡しください。

2 特別徴収に係る町民税・県民税・森林環境税 納入書(別添)

…納入の際に使用してください。なお、給与支払報告書(総括表)等で納入書不要と届出されている場合及び、前年度に地方税共通納税システムを利用して納入されている場合は同封していません。

3 ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書(綴込)

…特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合は、本書<8>ページを、そのゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。(初回のみ。継続して利用の場合は不要)

4 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(綴込)

…納税義務者(従業員)の方が退職・休職・転勤等された場合に、内灘町税務課へ提出してください。

5 特別徴収切替届出(依頼)書(綴込)

…納税義務者(従業員)の就職等により特別徴収に切り替える場合に、内灘町税務課へ提出してください。

6 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書(綴込)

…特別徴収義務者(事業所)の所在地・名称に変更がある場合に、内灘町税務課へ提出してください。

※4～6は本書にそれぞれ1枚ずつ綴じ込みしてあります。必要に応じてコピーしてご使用ください。

または、内灘町ホームページからもダウンロードできます。(<https://www.town.uchinada.lg.jp>)

<ダウンロード方法>

内灘町ホームページのキーワード検索欄に「特別徴収」と入力、又はページID検索欄に「1875」と入力し、検索してください。

「町民税・県民税・森林環境税特別徴収関係様式」ページからダウンロードいただけます。

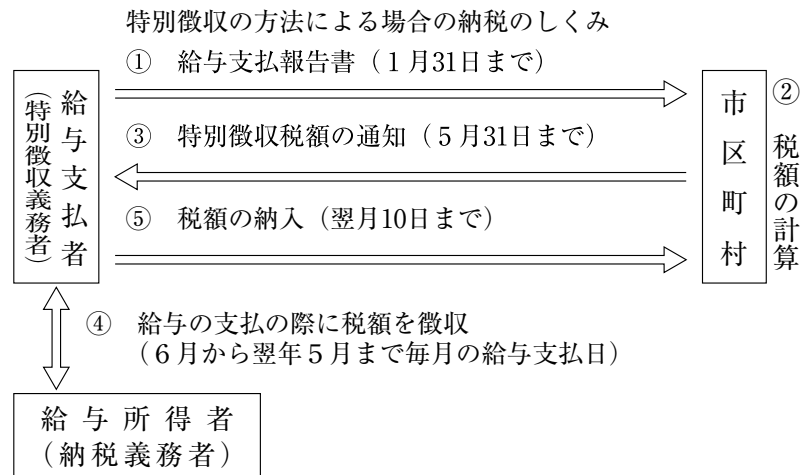
給与所得に係る特別徴収事務取扱要領

◎特別徴収について

1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

給与所得者の町民税・県民税・森林環境税の納付の便宜をはかるため、給与の支払者(特別徴収義務者)が給与を支払う際に、市町村から通知のあった税額を6月から翌年5月までの12回に分けて給与から差し引きし、翌月10日までに市町村に納入することをいいます。

前年中に給与所得があり、4月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている人に対しては、原則として特別徴収の方法により、町民税・県民税・森林環境税を徴収することになっています。



2. 特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により、町民税・県民税・森林環境税を徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在給与の支払いをしている所得税の源泉徴収義務者を内灘町税条例第45条の規定により、特別徴収義務者として指定します。

◎特別徴収税額の納入について

徴収した月割額については、eLTAXによる共通納税をご利用いただくか、別添の納入書を使用して下記の金融機関で納付してください。

1. 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

2. 納入場所

内灘町指定金融機関

(株)北國銀行

内灘町収納代理金融機関等

(株)北陸銀行

(株)福井銀行

金沢信用金庫

のと共栄信用金庫

興能信用金庫

北陸労働金庫

石川かほく農業協同組合

(株)ゆうちょ銀行(郵便局)

※ゆうちょ銀行(郵便局)を初めてご利用される場合は、本書(8)ページの『指定通知書』をゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

◎納期の特例について

従業員が常時10人未満の事業所で、あらかじめ申請によって納期の特例の承認を受けた場合に限り、徴収した税額を年2回の納期で納入することができます。

6月から11月までの分→(納期限)令和8年12月10日まで

12月から5月までの分→(納期限)令和9年6月10日まで

納期の特例についての申請等は、内灘町税務課(住民税担当)までお問い合わせください。内灘町ホームページでも詳細をご覧ください。

◎特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更されたときは、「町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額変更通知書」をお送りしますので、変更された月割額を徴収し、納入してください。

◎退職、転勤等の異動の届出について

給与所得者が、退職・転勤・その他の事由により給与の支払いを受けないこととなった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し、異動のあった日の翌月10日までに内灘町税務課へ提出してください。

異動届の提出が遅れますと、退職・転勤された給与所得者が一度に多額の税額を納めなければならなくなりますので、期限までに必ず提出くださるようお願いいたします。

1. 退職の場合

6月1日から12月31日までの間に退職した場合、本人からの申出があれば、最後に支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収することができます。

1月1日から4月30日までの間に退職した場合、最後に支払われる給与又は退職手当等の合計額が未徴収税額に満たない場合を除き、**未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。**

2. 転勤の場合

転勤の場合は、給与所得者の年税額、徴収済税額、未徴収税額、転勤前後の新・旧特別徴収義務者(勤務先)の名称及び所在地等必要事項を記載のうえ提出してください。この場合、**新特別徴収義務者(新勤務先)**へは、**次回からの月割額等を必ずご連絡してください。**

3. 海外に転勤、帰国の場合

海外に転勤、帰国の場合は、一括徴収するか、納税管理人の選定が必要です。**外国人の方が帰国される場合は、できるだけ一括徴収をお願いします。**

納税管理人の選定の詳細は内灘町税務課までお問い合わせください。

4. 新規採用の場合

「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。

◎納期限までに税金を納めなかった場合の措置

1. 延滞金の徴収

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2. 督促状及び滞納処分

納期限までに税金を納入されない場合には、督促状が発せられます。

督促状の発行の日から起算して10日を経過した日までにこの税金が完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

◎森林環境税について

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して、町民税・県民税に併せて国税の森林環境税が課税されています。(一人年間1,000円)

◎eLTAX(エルタックス)の利用について

インターネットを利用して、特別徴収の電子納税や、給与支払報告書・給与所得者異動届出書等の提出を行うことができます。

詳しくは地方税共同機構のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

退職所得の分離課税に係る特別徴収事務取扱要領

退職手当等は他の所得と区分して、支払われる月に町民税・県民税額を算出し退職手当等から徴収し、翌月 10 日までに別添の町民税・県民税納入書（納入書の記載にあたっては、必ず納入金額欄の退職所得分の欄に税額を記載するほか、裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。）により金融機関等に納入してください。

なお、分離課税に係る所得割の納入先は退職手当等を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。

◎退職所得に係る町民税・県民税の計算

1. 退職所得の金額 退職所得の金額は次のように計算します。（1,000円未満の端数切捨）

勤続年数 5 年以内の役員等	退職所得の金額 = 収入金額 - 退職所得控除額
勤続年数 5 年以内の役員等以外の方	ア. 収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 イ. 収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合 退職所得の金額 = 150万円 + {収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}
上記以外の方	退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2

2. 退職所得控除額の計算

勤続年数 (1年未満の端数切上)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、上記の方法により計算した控除額に100万円を加算します。

3. 税額の計算

退職所得の金額	×	税 率		=	特別徴収すべき税額	
		町民税 6 %	県民税 4 %		町民税額	県民税額

(注) 特別徴収すべき税額(町民税額、県民税額)に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます

個人番号等の取扱いについて

1. 個人番号及び法人番号の記載について

地方税法施行規則の一部改正により、平成 30 年度分から、書面により送付する特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)には、当分の間、個人番号(個人事業主含む)及び法人番号の記載を行わないこととなりました。なお、eLTA Xなど電子的な方法で送付する場合は、個人番号及び法人番号が記載されますのでご注意ください。

2. 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

〈記入例〉

1 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と同じ場合

<p style="text-align: center;">石川県 内灘町 領収証書</p> <p>市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者</p> <p>令和8年6月分 指定番号 020143002 納入金額(1) 58,200円</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</p> <p>納期 令和8年7月10日</p> <p>住所 〒920-0000 所在地 内灘町〇〇丁目 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称</p> <p>上記のとおり領収しました。(納入者保管)</p>	<p style="text-align: center;">石川県 内灘町 納入書</p> <p>市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者</p> <p>令和8年6月分 指定番号 020143002 納入金額(1) 58,200円</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</p> <p>納期 令和8年7月10日</p> <p>住所 〒920-0000 所在地 内灘町〇〇丁目 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称</p> <p>上記のとおり納入します。(金融機関保管)</p>	<p style="text-align: center;">石川県 内灘町 納入済通知書</p> <p>市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者</p> <p>010120260602014300200000000582000001</p> <p>令和8年6月分 指定番号 020143002 納入金額(1) 58,200円</p> <p>173657</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 ※半角数字は記入しないでください。</p> <p>納期 令和8年7月10日</p> <p>住所 〒920-0000 所在地 内灘町〇〇丁目 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称</p> <p>上記のとおり通知します。(内灘町保管)</p>
---	--	--

例) 納入すべき金額が58,200円で、「納入金額(1)」の欄の金額が58,200円であるときは、納入書をそのままご使用ください。
何も記入する必要はありません。

2 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(税額変更等があった場合)

<p style="text-align: center;">石川県 内灘町 領収証書</p> <p>市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者</p> <p>令和8年6月分 指定番号 020143002 納入金額(1) 58,200円</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</p> <p>納期 令和8年7月10日</p> <p>住所 〒920-0000 所在地 内灘町〇〇丁目 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称</p> <p>上記のとおり領収しました。(納入者保管)</p>	<p style="text-align: center;">石川県 内灘町 納入書</p> <p>市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者</p> <p>令和8年6月分 指定番号 020143002 納入金額(1) 58,200円</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</p> <p>納期 令和8年7月10日</p> <p>住所 〒920-0000 所在地 内灘町〇〇丁目 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称</p> <p>上記のとおり納入します。(金融機関保管)</p>	<p style="text-align: center;">石川県 内灘町 納入済通知書</p> <p>市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者</p> <p>010120260602014300200000000582000001</p> <p>令和8年6月分 指定番号 020143002 納入金額(1) 58,200円</p> <p>173657</p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 ※半角数字は記入しないでください。</p> <p>納期 令和8年7月10日</p> <p>住所 〒920-0000 所在地 内灘町〇〇丁目 氏名 株式会社〇〇〇〇 名称</p> <p>上記のとおり通知します。(内灘町保管)</p>
--	---	---

*退職手当分がある場合(裏面)

町民税 納入申告書		(受付印)
(あて先) 内灘町長 令和8年7月5日 提出		
令和8年6月分	人員	1人
退職手当等支払金額	140,000円	0円
特別徴収税額	町民税	7,500円
	県民税	5,000円
特別徴収義務者	住所(居所) 又は所在地 氏名 又は名称	〒920-0000 内灘町〇〇丁目 株式会社〇〇〇〇
	法人番号 又は個人番号	1234567890123
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。		

※個人事業主の場合は、表面のみ記載したものを金融機関に提出してください。
別途、予備の納入書裏面の「納入申告書」に記載の上(表面は記載不要)、郵送等により内灘町税務課へ提出してください。

例) 納入すべき金額が、税額変更又は退職所得分の納入等により「納入金額(1)」と異なるときは、黒ボールペン又は黒ペンで「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。この場合、「合計額」欄も必ず記入してください。

〈記入例〉

3 予備の納入書を使用される場合

町 県 民 税 森 林 環 境 税 特 別 徴 収 石川県 内灘町 領収証書	町 県 民 税 森 林 環 境 税 特 別 徴 収 石川県 内灘町 納入書	町 県 民 税 森 林 環 境 税 特 別 徴 収 ○ 石川県 内灘町 納入済通知書
市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者 令和8年7月分 指 定 番 号 020143002 納入金額(1) 円 *****	市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者 令和8年7月分 指 定 番 号 020143002 納入金額(1) 円 *****	市区町村コード 173657 口座番号 00740-5-960082 加入者名 内灘町会計管理者 令和8年7月分 指 定 番 号 0101000000201430020000000000000000 納入金額(1) 円 *****
納入すべき金額が右の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 納 入 金 額 給与分(※) 〇〇〇〇 47800 退職所得分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 延滞金 〇〇〇〇 〇〇〇〇 額 督促手数料 〇〇〇〇 〇〇〇〇 合計額 〇〇〇〇 47800	納入すべき金額が右の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 納 入 金 額 給与分(※) 〇〇〇〇 47800 退職所得分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 延滞金 〇〇〇〇 〇〇〇〇 額 督促手数料 〇〇〇〇 〇〇〇〇 合計額 〇〇〇〇 47800	納入すべき金額が右の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 ※※印号は記入しないでください。 納 入 金 額 給与分(※) 〇〇〇〇 47800 退職所得分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 延滞金 〇〇〇〇 〇〇〇〇 額 督促手数料 〇〇〇〇 〇〇〇〇 合計額 〇〇〇〇 47800
(特別徴収義務者) 住 所 〒 920-0000 又 は 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 様 又 は 名称 株式会社 〇〇〇〇 様 領 取 目 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 920-0000 又 は 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 様 又 は 名称 株式会社 〇〇〇〇 様 領 取 目 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 920-0000 又 は 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 納 又 は 名称 株式会社 〇〇〇〇 納 領 取 目 付 印
上記のとおり領収しました。(納入者保管)	上記のとおり納入します。(金融機関保管)	上記のとおり通知します。(内灘町保管)

- 例) 各月分の納入書が汚損等で使用できなくなった場合、又は「納入金額(2)」の欄に記入するとき書き損じた場合等は、予備の納入書を使用してください。
- 記入していただく箇所は次のとおりです。
- 1) 「納入金額(2)」の欄…………… 給与分、退職所得分等の納入すべき金額を該当する欄に記入し「合計額」欄も記入してください。納入金額の頭に※記号は記入しないでください。
 - 2) 「令和 年 月分」の欄…………… 徴収年月です。1～9月分については、01～09と2桁で記入してください。
 - 3) 「納期限」の欄…………… 徴収月(給与等支給月)の翌月10日(その日が民法等に規定する休日の場合はその翌日、また土曜日の場合は翌々日)が納期限です。
- 「納入金額(1)」の欄は*印で消してありますので、納入金額を記入しないでください。

ゆうちょ銀行(郵便局)の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行(郵便局)名を記入のうえ最初に納入される際、そのゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

キ
リ
ト
リ
線

指 定 通 知 書

(株)ゆうちょ銀行 支店長様

_____郵便局長様

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店(局)に指定しましたから通知します。

令和 年 月 日

内 灘 町 長



- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1. 許可番号 | 金沢貯業第204号 |
| 2. 口座番号 | 00740-5-960082 |
| 3. 加入者の名称 | 内灘町会計管理者 |
| 4. 取りまとめ局 | 金沢貯金事務センター
(郵便番号 920-8794) |

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出について

◎ 特別徴収に係る給与所得者異動届について

給与所得者が、退職、転勤、その他の事由により給与の支払いを受けないこととなった場合は、異動のあった日の翌月の10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に記入し、提出してください。

- (1) 給与所得者欄には、異動のあった納税義務者の住所・氏名を記入してください。
- (2) (ア)欄には、特別徴収年税額を記入してください。
- (3) (イ)欄には、当該納税義務者から徴収し、納入すべきことが確定している月割額の合計額を記入してください。
- (4) (ウ)欄には、貴所において徴収することを要しない月割額の合計額を記入してください。[(ア)-(イ)]
- (5) 異動年月日は、異動事由発生の日付を記載し、また異動の事由欄の該当事項を○で囲んでください。
- (6) 異動後の未徴収税額の徴収方法欄は、該当事項を○で囲んでください。

特別徴収継続 …… 新しい勤務先で引き続き特別徴収すること

一括徴収 …… 最後に支払われる給与・退職手当等から、未徴収税額の全額をまとめて徴収すること
なお、1月1日以後に退職された場合は一括徴収することが義務付けられています。

普通徴収 …… 給与所得者が、自ら未徴収税額を納付すること

- (7) 異動後の勤務先が分かる場合、A欄に名称・所在地・連絡先等を記入してください。

なお、特別徴収継続の場合は、事前に新しい勤務先の担当者へ月割額及び徴収開始月を連絡のうえ、A欄右側にも記入をお願いいたします。

◎ 給与支払報告に係る給与所得者異動届について

令和9年度（令和8年分）給与支払報告書を提出した者のうち令和8年度において内灘町で特別徴収をしていなかった者（他市町村で課税されていた、普通徴収であった等）が、令和9年4月1日現在、給与の支払いを受けなくなっている場合、4月15日までに届出書を提出してください。

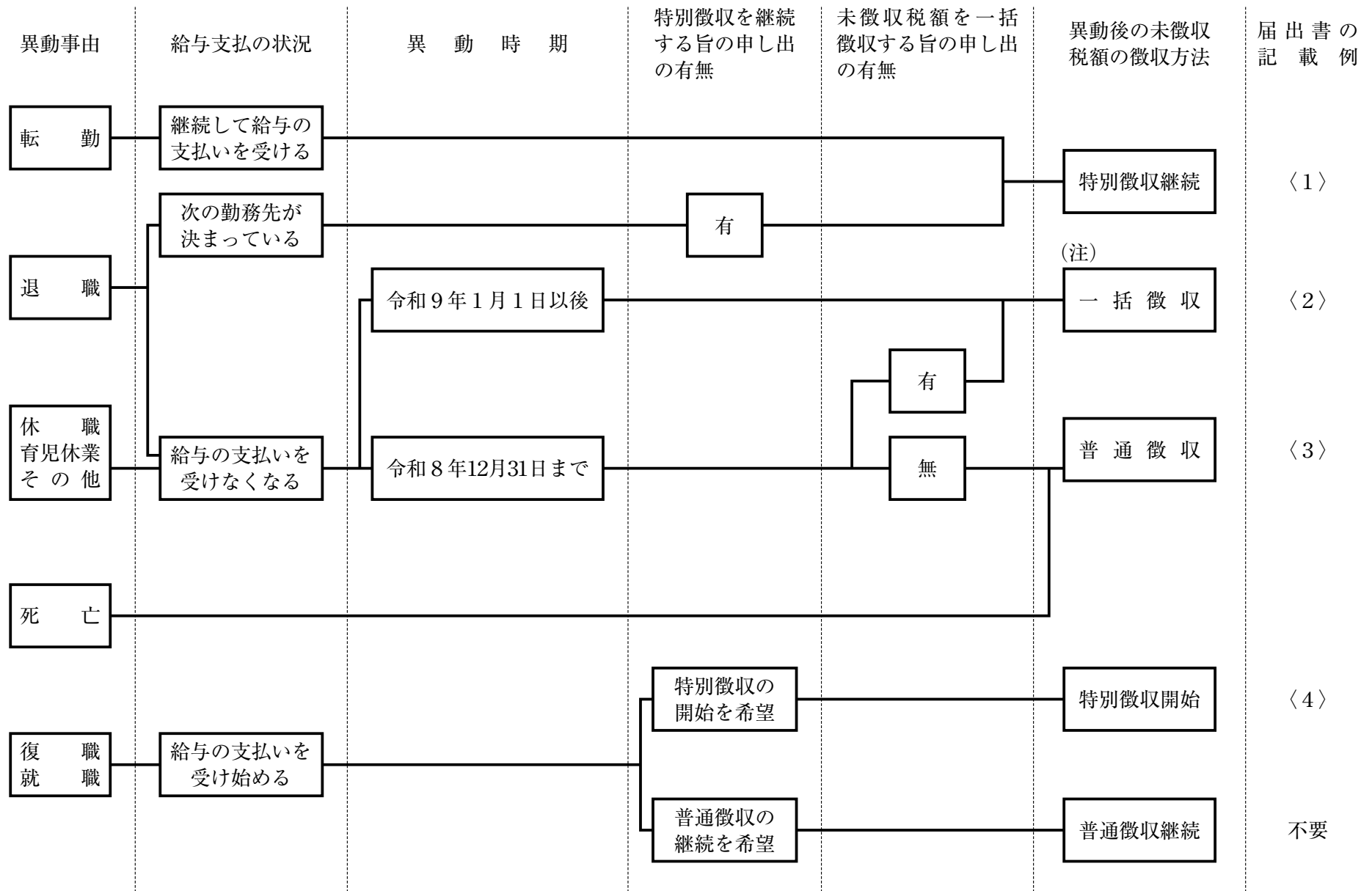
また令和9年5月31日までの異動により、給与の支払いを受けなくなった場合、普通徴収への切り替え（新しい勤務先が分かる場合は特別徴収継続）のため、速やかに届出書を提出してください。

「特別徴収切替届出（依頼）書」の提出について

就職等の事由により給与を支払うこととなった者について、町民税・県民税の納付方法を特別徴収に切り替える場合は、異動のあった日の翌月の10日までに「特別徴収切替届出（依頼）書」に記入し、提出してください。

なお前年中に他の給与支払者から給与の支払いを受けていた者について、令和8年4月1日現在に給与を支払っている場合、特別徴収の対象となりますので速やかに届出書を提出してください。

給与所得者（納税義務者）の異動による令和8年度町民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務の取り扱いについて



(注) 令和9年5月31日までに支払われる給与、退職手当等で未徴収税額的全額を徴収できない場合は、普通徴収となります。

記載例 〈1〉 《特別徴収を継続する場合》

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

内灘町長 へ 令和 8 年 10 月 6 日提出	給与 支払 報告 者	所在地 (住所) 〒000-0000 石川県〇〇市△△町1丁目2番地3	特別徴収義務者 指定番号							
		フリガナ マロカ 株式会社 ○〇開発	係 経理課	フリガナ 担当者 カイハフ イチロウ 開発 一郎						
	法人番号 (個人番号)	0123456789012	電話 〇〇〇-△△△-××××							
給与 所得 者	フリガナ 氏名	ウチナダ マチコ 内灘 町子	特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	個人番号	112233445566	120,000 円	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	7・9・30	①退職 ②転職・長欠 ③失業 ④支払少額・不定期 ⑤合併・解散 ⑥その他 [理由]	①特別徴収継続 →A欄記載 ②一括徴収 →B欄記載 ③普通徴収 →C欄記載		
1月1日 現在の 住所	〇〇〇1丁目1番地1 電話 076-〇〇〇-××××		120,000 円		40,000 円	80,000 円				
異動後の 住所	石川県×市□□町1丁目23番地									

A 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先で引き続き特別徴収する場合は次の欄に記載してください)

新しい 勤務先 へ	所在地 (住所)	〒000-0000 石川県×市〇〇町 1丁目234番地5	特別徴収義務者 指定番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1		新しい勤務先へは 月割額	10,000 円を
	フリガナ 名称 (氏名)	マロカキカク (カ) 〇〇企画 株式会社	受給者番号	0004		10 月分 (11月10日納期分)	から徴収するよう連絡済です。
法人番号	0987654321098	連絡先 電話	×××-〇〇〇-□□□□		納入書の送付(新規のみ)		要・不要

B 一括徴収の場合 (最後に支払われる給与・退職手当等から、未徴収税額的全額をまとめて徴収する場合は次の欄に記載してください)

一括徴収の理由	徴収予定日	徴収予定額 [上記(ウ)と同額]	一括徴収した税額は
1.異動が令和8年12月31日までで、本人の申し出があったため 2.異動が令和9年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため	月 日	円	10 月分 (月 日納期分)
で納入します。			

C 普通徴収の場合 (給与所得者が自ら未徴収税額を納付する場合は次の欄に記載してください)

一括徴収 できない理由	令和 年度	令和 年度
	特→普 済月・期	特→普 済月・期
	特→特 始月・期	特→特 始月・期
	普→特 入力	普→特 入力
	一括徴収 台帳	一括徴収 台帳
	リスト	リスト
連 絡 通 知		

※1月1日以後に退職された場合は、一括徴収することが義務づけられています。
この届出書は給与の支払いを受けないこととなった日の属する月の翌月10日までに内灘町税務課へ提出してください。

*新しい勤務先へは次回からの月割額(月分)を連絡してください。

記載例 〈2〉 《未徴収税額を一括して徴収する場合》

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

内灘町長 へ 令和 8 年 10 月 6 日提出	給与 支払 報告 者	所在地 (住所)	特別徴収義務者 指定番号							
		フリガナ マロカ 株式会社 ○〇開発	係 経理課	フリガナ 担当者 カイハフ イチロウ 開発 一郎						
	法人番号 (個人番号)	0123456789012	電話 〇〇〇-△△△-××××							
給与 所得 者	フリガナ 氏名	ウチナダ マチコ 内灘 町子	特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	個人番号	112233445566	120,000 円	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	7・9・30	①退職 ②転職・長欠 ③失業 ④支払少額・不定期 ⑤合併・解散 ⑥その他 [理由]	1.特別徴収継続 →A欄記載 ②一括徴収 →B欄記載 ③普通徴収 →C欄記載		
1月1日 現在の 住所	〇〇〇1丁目1番地1 電話 076-〇〇〇-××××		120,000 円		40,000 円	80,000 円				
異動後の 住所	石川県×市□□町1丁目23番地									

A 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先で引き続き特別徴収する場合は次の欄に記載してください)

新しい 勤務先 へ	所在地 (住所)	〒000-0000 石川県〇〇市△△町1丁目2番地3	特別徴収義務者 指定番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1		新しい勤務先へは 月割額	10,000 円を
	フリガナ 名称 (氏名)	マロカキカク (カ) 〇〇企画 株式会社	受給者番号	0004		10 月分 (11月10日納期分)	から徴収するよう連絡済です。
法人番号	0987654321098	連絡先 電話	×××-〇〇〇-□□□□		納入書の送付(新規のみ)		要・不要

B 一括徴収の場合 (最後に支払われる給与・退職手当等から、未徴収税額的全額をまとめて徴収する場合は次の欄に記載してください)

一括徴収の理由	徴収予定日	徴収予定額 [上記(ウ)と同額]	一括徴収した税額は
①異動が令和8年12月31日までで、本人の申し出があったため 2.異動が令和9年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため	10 月 25 日	80,000 円	10 月分 (11月10日納期分)
で納入します。			

C 普通徴収の場合 (給与所得者が自ら未徴収税額を納付する場合は次の欄に記載してください)

一括徴収 できない理由	令和 年度	令和 年度
	特→普 済月・期	特→普 済月・期
	特→特 始月・期	特→特 始月・期
	普→特 入力	普→特 入力
	一括徴収 台帳	一括徴収 台帳
	リスト	リスト
連 絡 通 知		

※1月1日以後に退職された場合は、一括徴収することが義務づけられています。
この届出書は給与の支払いを受けないこととなった日の属する月の翌月10日までに内灘町税務課へ提出してください。

*令和9年1月1日以後に退職された場合は、本人の申し出がなくても、必ず未徴収税額を一括徴収してください。

記載例 〈3〉 《特別徴収から普通徴収に切り替える場合》

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										
内灘町長 あて 令和 8 年 10 月 6 日提出		所在地 (住所) 〒000-0000 石川県〇〇市△△町1丁目2番地3	特別徴収義務者 フリガナ カ、 マルマルカイハツ		特別徴収義務者 指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9		係 経理課			
フリガナ ウチナダ マチコ		フリガナ カ、 マルマルカイハツ	名称 (氏名) 株式会社 ○〇開発		フリガナ カイハツ イチロウ 開発 一郎		係 経理課			
フリガナ ウチナダ マチコ		フリガナ カ、 マルマルカイハツ	法人番号 (個人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		フリガナ カイハツ イチロウ 開発 一郎		電話 〇〇〇 - △△△ - ××××			
給与 所得者	フリガナ ウチナダ マチコ	氏名 内灘 町子	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	徴収済額 (イ) 6 月分から 9 月分まで 40,000 円	未徴収税額 (ウ) 10 月分から 5 月分まで 80,000 円	異動 年月日 7・9・30	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払手続・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由: 異動 育児休業〕	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 → A 欄記載 2. 一括徴収 → B 欄記載 3. 普通徴収 → C 欄記載		
A 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先で引き続き特別徴収する場合は次の欄に記載してください)										
新しい勤務先	所在地 (住所)	特別徴収義務者 指定番号	特別徴収義務者 指定番号		新しい勤務先へは 月割額 〇〇〇 円を 〇 月分 (月 日納期分) から徴収するよう連絡済です。		納入書の送付(新規のみ) 要・不要			
B 一括徴収の場合 (最後に支払われる給与・退職手当等から、未徴収税額の全額をまとめて徴収する場合は次の欄に記載してください)										
一括徴収の理由		徴収予定日	徴収予定額 [上記(ウ)と同額]	一括徴収した税額は 〇 月分 (月 日納期分) で納入します。						
1. 異動が令和8年12月31日までで、本人の申し出があったため		月 日	円							
2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申し出がないため		月 日	円							
C 普通徴収の場合 (給与所得者が自ら未徴収税額を納付する場合は次の欄に記載してください)										
一括徴収 できない理由	① 異動が令和8年6月1日から12月31日までの間で本人から申し出がないため									
	② 異動が令和9年1月1日から4月30日までの間で未徴収税額 [上記(ウ)と同額] を超える給与又は退職手当等の支払いがないため									
	③ 死亡による退職のため									
	④ その他(理由)									
※1月1日以後に退職された場合は、一括徴収することが義務づけられています。										
この届出書は給与の支払いを受けなかった日の属する月の翌月10日までに内灘町税務課へ提出してください。										

記載例 〈4〉 《特別徴収を開始する場合》

特別徴収切替届出(依頼)書									
内灘町長 あて 令和 8 年 10 月 6 日		所在地 (住所) 〒000-0000 石川県〇〇市△△町1丁目2番地3	特別徴収義務者 フリガナ カ、 マルマルカイハツ		特別徴収義務者 指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9		係 経理課		
フリガナ ウチナダ マチコ		フリガナ カ、 マルマルカイハツ	名称 (氏名) 株式会社 ○〇開発		フリガナ カイハツ イチロウ 開発 一郎		係 経理課		
フリガナ ウチナダ マチコ		フリガナ カ、 マルマルカイハツ	法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		フリガナ カイハツ イチロウ 開発 一郎		電話 〇〇〇 - △△△ - ××××		
下記の者を特別徴収としますので報告します。									
給与 所得者	フリガナ ウチナダ マチコ	氏名 内灘 町子	納税通知書 整理番号 1 1 1 2 2 2 3 3 3		特別徴収 当社において、 令和 8 年 10 月分より特別徴収を希望します。 (11月10日納期限分)				
	生年月日	平成 8 年 3 月 1 日		普通徴収 年税額 120,000 円 納付済額 60,000 円 納付済期 1・2・3・4・随期分まで納付済					
	1月1日 現在の 住所	内灘町 〇〇〇1丁目1番地1 電話 076 - 〇〇〇 - ××××		口座振替該当有無 ④ 無					
	現住所	☑同(上)							
	異動年月日	令和 7 年 10 月 1 日							
	届出理由	☑ 入社のため □ その他 ()							
	納入書の送付 (新規のみ)	要・不要							
	備考	受給者番号: 0003							
※普通徴収の納期が過ぎたものは、特別徴収への切り替えはできません。 ※税額通知書に受給者番号の記載を希望する場合は、備考欄に受給者番号を記入してください。									
この届出書は給与を支払うこととなった日の属する月の翌月10日までに内灘町税務課へ提出してください。									

特別徴収切替届出（依頼）書

内灘町長 へ 令和 年 月 日	（特別徴収義務者） 給与支払者	所在地（住所） 〒											
		フリガナ											
		名称（氏名）											
		法人番号											
		連絡先	特別徴収義務者番号										
			係										
			フリガナ担当者										
			電話	— —									

下記の者を特別徴収としますので報告します。

給与所得者	フリガナ												
	氏名												
	生年月日	年 月 日											
	1月1日現在の住所	内灘町											
	現住所	<input type="checkbox"/> 同上 電話 — —											
		納税通知書整理番号											
		特別徴収	当社において、令和 年 月分より特別徴収を希望します。 （ 月 日 納期限分）										
		普通徴収	年税額	円									
			納付済額	円									
			納付済期	1・2・3・4・随期分まで納付済									
		口座振替該当有無	有 ・ 無										
異動年月日		令和 年 月 日											
届出理由		<input type="checkbox"/> 入社のため <input type="checkbox"/> その他（ ）											
納付書の送付（新規のみ）		要 ・ 不要											
備考													
税務課処理欄	令和 年度		令和 年度										
	特→普	済月・期	特→普	済月・期									
	特→特	始月・期	特→特	始月・期									
	普→特	入力	普→特	入力									
	一括徴収	台帳	一括徴収	台帳									
	連絡	通知	連絡	通知									

※普通徴収の納期が過ぎたものは、特別徴収へ切り替えはできません。

※税額通知書に受給者番号の記載を希望する場合は、備考欄に受給者番号を記入してください。

この届出書は給与を支払うこととなった日の属する月の翌月10日までに内灘町税務課へ提出してください。

